

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年5月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400173号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500005号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月1日から令和3年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年12月から令和3年2月までの標準報酬月額については、17万円を22万円とする。

平成30年12月から令和3年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月から令和3年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年12月1日から令和3年3月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の標準報酬月額について、当初、実際の給与額より低い額で記録されており、その後、事業主が正しい標準報酬月額に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間であるとして、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(17万円)を上回る報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の標準報酬月額の訂正に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年8月9日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料について

も納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400161号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500003号

第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA社(平成10年4月にA'社、令和6年10月にA''社へ商号変更)及び同社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和36年4月1日から昭和38年1月1日まで
② 昭和38年1月1日から昭和46年9月1日まで
③ 昭和46年11月1日から昭和54年8月1日まで
④ 昭和55年10月1日から昭和58年8月1日まで
⑤ 昭和59年10月1日から平成6年10月1日まで
⑥ 平成6年11月1日から平成8年10月1日まで
⑦ 平成11年10月1日から平成16年4月1日まで

A社に入社以来、給与は毎年増加していたが、年金記録では標準報酬月額が前年よりも減額され又は前年と同額のまま変更されていない期間があり、標準報酬月額が増加していないのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者記録を見直しして年金額に反映させてほしいとこれまで2回申し立てたが、いずれも記録の見直しを認めることはできないとする通知を受け取った。

厚生年金保険の被保険者記録の見直しを認めることはできないとするこれまでの通知に納得できないので、請求期間①から⑦までについて、記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

1 請求者による1回目の年金記録の見直し請求はA社B支店における昭和38年1月1日から昭和58年8月1日までの期間、2回目の年金記録の見直し請求は、A社及び同社B支店における昭和55年7月1日から昭和60年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てられているが、i) 請求者の報酬額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の関連資料はないこと、ii) 請求者が同じ地区で勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち複数の者は、請求者と同時期に標準報酬月額が減額されており、同僚の標準報酬月額の推移と比較しても不自然な状況は見当たらないこと、iii) 申し立てている期間の一部は、当時の標準報酬月額の等級区分における最高等級であること、iv) 厚生年金基金加入期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳の記載と一致していること、v) 請求者は、A社が設立された当初から事務担当者が標準報酬月額の算定の基礎となる給与額を低く偽って届け出て、本来納付すべき厚生年金保険料との差額を横領しており、事務担当者による横領が発覚した後も虚偽の届出及び横領が続けられていた旨を主張しているが、当該主張を裏付ける事情は見当たらないこと等を理由として、1回目の年金記録の見直し請求については平成28年1月29日付け、2回目の年金記録の見直し請求につい

ては令和2年3月27日付けで、いずれも年金記録の訂正はしないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

- 2 請求者は、C地方裁判所に対し、1回目の年金記録の訂正請求に係る不訂正決定の取消しを求める訴えを提起したところ、同地方裁判所は、不訂正決定は適法であるとして、平成30年3月22日付けで、請求者の不訂正決定取消請求を棄却する判決をしている。

さらに、請求者は、上記一審判決を不服として、D高等裁判所に対し、一審判決の取消しを求めて控訴したところ、同高等裁判所は、一審判決は相当であるとして、平成30年9月21日付けで、請求者の一審判決の取消しを求める請求を棄却する判決をしている。

- 3 請求者は、C地方裁判所に対し、2回目の年金記録の訂正請求に係る不訂正決定の取消しを求める訴えを提起したところ、同地方裁判所は、不訂正決定は適法であるとして、令和4年4月18日付けで、請求者の不訂正決定取消請求を棄却する判決をしている。

さらに、請求者は、上記一審判決を不服として、D高等裁判所に対し、一審判決の取消しを求めて控訴したところ、同高等裁判所は、一審判決は相当であるとして、令和4年11月22日付けで、請求者の一審判決の取消しを求める請求を棄却する判決をしている。

- 4 今回、3回目の年金記録の訂正請求において、請求者が厚生年金保険の標準報酬月額の変動を申し立てている期間（請求期間①から⑦まで）は、請求者がA社に入社した昭和36年4月から同社を退職した平成16年3月までのうち、標準報酬月額が当時の等級区分における最高等級であった期間を除く全ての厚生年金保険の被保険者期間となっている。

しかしながら、上述のとおり、請求期間②から⑤までのうち昭和38年1月1日から昭和60年10月1日までの間の期間については、これまでの年金記録の訂正請求において不訂正決定が行われている上、今回の年金記録の訂正請求において、請求者は、これまでと同様、給与が毎年増加していたこと及び厚生年金保険料が横領されていたこと等を主張しており、請求者から提出された資料を確認しても、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできないことから、これまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、今回新たに、請求期間①のほか、請求期間⑤、⑥及び⑦のうち昭和60年10月1日以後の期間について申立てが行われているものの、当該期間について、請求者は、給与が毎年増加していたこと及び厚生年金保険料が横領されていたこと等、これまでの年金記録の訂正請求と同様の主張をしており、請求者から提出された資料を確認しても、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間①から⑦までに係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる資料について、全て裁判所及び当厚生局に提出済であると述べていることから、これまでの年金記録の訂正請求及び訴訟における関係資料を改めて確認したものの、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる資料は見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を含めて再度検討したが、これまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、また、今回新たに申立てが行われている期間についても、請求者が主張する事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑦までにおいてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2400163 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500004 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 4 月 27 日から同年 7 月 6 日まで

請求期間①及び②はA社で季節雇用のC職として、請求期間③はB社で季節雇用のD職の見習いとして、それぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者がA社で季節雇用者として勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、当時の社会保険の届出に関する資料を確認したが、請求者の記録はなく、請求者の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明であると回答している。

また、請求期間当時の経理事務担当者は、当時、季節雇用のC職は、職長以上の者を除き、厚生年金保険に加入させておらず、同保険に加入させていない者の給与から保険料を控除することはない旨回答している。

さらに、請求者と同期採用であり、請求者と同様に昭和 55 年 4 月から季節雇用のC職として勤務していたとする同僚は、請求期間①及び②において、雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、厚生年金保険の被保険者であった記録はなく、昭和 58 年 6 月に初めて同保険の被保険者となっていることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、昭和 55 年に初めて厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者について、同保険の加入前に複数回、季節雇用者としての雇用保険の被保険者記録が確認できることから、当該事業所は、季節雇用者について、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間①、②及びその前後の期間において、季節雇用とみられる厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者（上述の同期の同僚を含む。）のうち、生存及び所在が確認できた 29 人に照会し、12 人から回答が得られたところ、当時の厚生年

金保険の取扱いについて記憶している複数の者は、季節雇用者は厚生年金保険に加入できず、採用後、何年か経ってから同保険に加入した旨述べている上、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間③について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者がB社で季節雇用者として勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、当時の資料がなく、請求者の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明であると回答している。

また、請求期間③当時、当該事業所において、総務及び経理等の事務を担当していた者は、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、季節雇用者は同保険に加入させていなかったと回答している上、当該事業所の社会保険手続の事務を担当していた者も、季節雇用者はE国民健康保険組合の第2種組合員（日雇労働者）とする取扱いを行っており、第2種組合員は厚生年金保険に加入できなかったと回答している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間③及びその前後の期間において被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚22人（上記の事務担当者二人を含む。）に照会し、19人から回答が得られたところ、このうち、自身の雇用形態について回答している18人は、いずれも正社員であったと述べており、これは、上述の事務担当者の回答と符合している。

加えて、上述の回答が得られた同僚から、季節雇用者であったとして名前が挙げられた者のうち、個人が特定でき、かつ、請求期間③において、当該事業所に係る雇用保険被保険者資格が確認できる8人について、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録によると、いずれも、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから、当該事業所は、請求期間③当時、季節雇用者を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

その上、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。